

高知市運動部活動ガイドライン

平成 30 年 12 月

高知市教育委員会

目次

はじめに	2
1 基本方針	3
2 適切な運営のための体制整備	4
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 ...	5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 適切な休養日等の設定	
(3) 熱中症事故の防止	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	6
6 高等学校段階での対応	7
7 その他	7

はじめに

本市におきましては、生徒のバランスのとれた生活と健康的な成長の観点から、平成 20 年度の校長会におきまして、週 1 回の休養日を部活動で設けることが確認されて以来、各学校で実施が進められてきました。

また、教育委員会といたしましては、高知県教育委員会、高知県・高知地区中学校体育連盟等の関係団体とも連携して部活動を支援するとともに、学校外の指導者を活用した取組も行ってまいりました。

しかしながら、昨今、急激な社会の変化に伴い、運動部活動を取り巻く状況は多様化・複雑化し、これまでと同様の運営体制により維持していくことに対して懸念が高まっており、併せて、教員の働き方改革とも関わり、運動部活動の在り方について抜本的な改革に取り組む必要性が指摘されています。

平成 30 年 3 月に出されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、高知県からは「高知県運動部活動ガイドライン」が示されました。

これらのことを受けて、各教育委員会、各学校、各関係機関等においては、国・県のガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すことが求められており、本市においても、「高知市運動部活動ガイドライン」を策定いたしました。

今後とも、部活動が生徒の自主的・自発的な文化・スポーツに親しむ態度の育成と、学習意欲の向上や責任感・連帯感を養うなど、生徒の「生きる力」を育成することに大きくつながるものであることを期待いたします。

1 基本方針

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び高知県が示した「高知県運動部活動ガイドライン」を参考に、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，特別支援学校中学部を含む）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、運動に親しむ態度を養うための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - (3) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、適切かつ持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改善に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 教育委員会は、改革を推進するために「運動部活動検討委員会」を設置し、必要な支援等を検討する。
- 教育委員会は、本ガイドラインに基づく運動部活動の取組状況について、適時検証を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、本ガイドラインを参考に、毎年度「運動部活動の方針」を策定する。

イ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 学校は、上記アの活動方針等を学校のホームページへの掲載や学校通信等により保護者・地域に公表する。

エ 教育委員会は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう支援する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導者の配置状況や校務分担等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において周知徹底を図る。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部活動指導者は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(3) 熱中症事故の防止

気温の上昇などによる高温下での活動を行う際には、以下の点について十分留意し、熱中症事故防止に万全の対策を講ずること。また、安全管理のみならず、生徒等への指導も含めて適切に対応を行うこと。

ア 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数(WBGT)等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。

イ 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。

ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

エ 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 教育委員会は、高知県教育委員会と連携しながら、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合に参加することが生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、高知県教育委員会と連携して大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 高等学校段階での対応

- 「高知県運動部活動ガイドライン」の適用にあたっては、各高等学校の特色や運動部の競技特性、県のスポーツ振興施策等を踏まえて、新たに設置する「高知県運動部活動改革推進委員会」において検討される高等学校の運動部活動の在り方を元に実施する。

7 その他

- 文化部活動においては、適切な休養日等の設定に関しては、本ガイドラインを原則として適用する。
- 台風の接近や集中豪雨、地震など、自然災害の発生時には各学校の判断基準を踏まえ、生徒の安全を第一として部活動を中止するなど適切に対応すること。

高知市運動部活動ガイドライン

平成 30 年 12 月 版
高 知 市 教 育 委 員 会